

答 申

諮問第105号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月12日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求に対しては、不備があったため、異議申立人に対して、補正通知を2回送付したところ、異議申立人は平成25年12月25日付けで2回目の補正後の開示請求を行った。実施機関は、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年1月6日付け監察第76号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年1月9日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
当該非開示決定の取消しを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成13年1月18日起案海建第7110号に添付されていた証拠書類を毀棄したり、隠蔽した件につき、管理責任者知事を含む調査結果で『欠落した書類（理由書、裁判記録、〇〇〇番と〇〇〇番を眼鏡印で括り、所有者名〇〇〇〇とした土地所在図）があるとは認められなかった』の回答は、「代理人〇〇〇〇は和歌山県、財務事務所、法務局共に全文書揃えて提出した。」と矛盾する。
- (2) 実施機関は、理由説明書により調査報告書は作成していない旨主張するが、「公図訂正に不正を疑わなければならない点」について調査をしようという責任感がなく、通報を受けても無視したならば、調査しなくても回答はできる。監察査察監といえども、公務員であり県民の税金で賄われている以上、国民の奉仕者であり、不正の通報に関して「不正の有無」について真摯に答えるのが義務である。監察査察監の独断偏見に基づき調査もせず、職員等からのヒアリング調査、文書の精査等の実施不実施も証拠がなければ分からない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求の対象公文書は、「平成21年12月4日付け監察査察監回答にあたって、監察査察監が作成した調査報告書」と特定した。
- 2 異議申立人は、平成20年12月から、和歌山市上三毛字東山田地区における昭和40年代の県道用地の買収及び平成13年に行われた公図訂正に関し、不正行為等通報（6回）、請願書等の提出（4回）、告発喚起文の提出（1回）を行っている。実施機関は、当該通報等に関しては、担当所属において調査・確認を行い、当該公図訂正に不正を疑わねばならない点が認められなかったため、異議申立人あてに「問題はない」旨の回答を行ったとこ

るであるが、当該通報等に対する調査報告書は作成していないことから、本件開示請求については、「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行った。

- 3 不正行為等通報に関する事務は、監察査察監が通報の受付窓口となり、監察査察監自らが対象を調査のうえ、不正等の事実があるか否かの判断を下して異議申立人に回答している。このため、調査過程の情報管理も監察査察監が単独で行ったことから、起案文等は作成されず、回答文のみが作成されたものである。当該通報等に関する公文書関係としては、通報を受け付けた旨の受理簿や通報者から提供された資料等及び異議申立人に対する回答文書は存在するが、それ以外の文書は存在しない。これは、調査結果に至る過程が、主に職員等からのヒアリング調査、あるいは対象所属に保管されている公文書の精査等による監察査察監自身の判断によるものであり、調査報告に類する文書等が作成されていないためである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の対象公文書について

本件開示請求の内容は、別紙のとおりであり、本件開示請求の対象公文書は、「平成21年12月4日付け監察査察監から通報者への回答において『当該公函訂正に係る起案文書に欠落した書

類があるとは認められませんでした』とあることの当該書類の行方調査書、報告書」と認められる。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、不正行為等通報に関する事務は、当該通報等を受けてから、調査し、回答を行うまで、情報管理も監察査察監が自ら行うため、調査報告書を作成していない旨説明する。

和歌山県不正行為等通報処理要領（以下「要領」という。）の第11条において「通報窓口及び通報事案に係る課室は、各通報処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で保管しなければならない。」と規定されている。

この点にも関連して行方調査書及び報告書の作成について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は次のとおり回答した。

監察査察監は通報の受付窓口として通報処理に係る記録である受理簿等は保管しているところ、関係資料は基本的に通報事案に係る課室で保管しており、職員の処分に係る案件は監察査察課でも必要に応じて書類を作成する場合もあるが、今回は職員の処分には至らないと考えたので、書類は作成していない。本件開示請求書記載の回答にあたっては、不正を疑わねばならない点が認められず、監察査察監は調査報告書を作成していないものであり、海草振興局建設部に監察査察監への報告書の有無について確認したが、無いとのことであった。

なお、和歌山県個人情報保護審議会における諮問第7号答申において、不正行為等通報に関する事務は、特殊かつ専門的な事務内容のため、監察査察監自らが一連の事務処理を行うことから、起案文が作成されないという実施機関の説明についても、事実であると認めるに足ると示されている。

したがって、本件開示請求の対象公文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年1月15日	○諮問（実施機関）
平成26年1月23日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年1月27日	○異議申立人からの意見書を受理
平成28年1月12日	○審議
平成28年2月17日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年5月24日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成28年6月27日	○審議
平成28年7月8日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年7月19日	○審議

平成28年8月16日	○審議
平成28年8月30日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年9月12日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成25年12月12日 (補正2回目 平成25年12月25日)	平成21年12月4日付、和歌山県監察査察監〇〇〇〇個人の責任で不正行為等通報に係る回答中、「欠落した書類(理由書、裁判記録、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括り、所有者名〇〇〇〇とした)があるとは認められませんでした。土地家屋調査士〇〇〇〇は、全部必要な書類を揃えて提出し、公図訂正完了証と共に成果品として提出している。と証言している。この書類についての行方調査書、報告書。